

● 規程改正等の概要

要 旨	<p>「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院放射線障害予防規程」の全部改正を行うとともに、「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院特定放射性同位元素防護規程」を制定する。</p>
内 容	<p>1 改正等の概要 今回の改正等は、我が国の原子力利用、核燃料物質、核原料物質及び原子炉等の安全利用を踏まえ、関連する法体系そのものの全体的な見直しに伴うものであり、過去に例を見ない大幅な見直しとなった。</p> <p>2 改正等の内容</p> <p>(1) 予防規程の改正</p> <p>① 病院全体による放射線管理体制の構築 組織・管理・権限・役割等の見直し、業務の改善、教育及び訓練の実施</p> <p>② 危険時の措置 大規模災害、火災、水害、放射線の漏えいなど危険時の対応（点検、退避、救出、連携、連絡体制、報告、通報、情報提供など）について手順を明確化</p> <p>(2) 防護規程の制定 特定放射性同位元素が盗取されないようなセキュリティー対策及び盗取が発覚した際の対応（連携、連絡体制、報告、通報、情報提供など）について手順を明確化</p> <p>(3) その他 予防規程及び防護規定の改正等を行い、原子力規制委員会に令和元年8月30日までに届け出る必要がある。</p>
施行期日	令和元年9月1日から施行する。

平成22年4月1日規程第38号
平成26年9月20日規程第5号
平成29年3月16日規程第9号
令和元年8月28日規程第17号

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院放射線障害予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)及び関連法令に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院(以下「病院」という。)における放射性同位元素または放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)及び放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、病院の放射線施設に立ち入る者すべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において「放射線施設」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。

2 この規程において「放射線取扱等業務」とは、放射性同位元素等の取扱い(使用、保管、運搬、廃棄)及び管理またはこれに付随する業務をいう。

3 この規程において「業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い及び管理またはこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、病院長が許可し、登録された者をいう。

4 この規程において「一時立入者」とは、業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

(要領等の制定)

第4条 病院長は、法及びこの規程に定める事項の実施について、次に掲げる必要な要領等を定めるものとする。

一 放射線作業要領

二 その他

(遵守等の義務)

- 第5条 業務従事者及び一時立入者は、第8条に定める放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。
- 2 病院長は、放射線取扱主任者の法に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
 - 3 病院長は、第7条に定める放射線安全委員会がこの規定に基づき行う答申または意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(安全管理組織)

- 第6条 病院における放射性同位元素等の取扱いまたは放射線発生装置の取扱いに従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線安全委員会)

- 第7条 放射線障害の防止に関し必要な事項を企画審議するため、病院に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員長は、主任者のうちから選任する。
 - 3 委員は、主任者、使用責任者、業務責任者、施設責任者、その他病院の職員のうちから、病院長が任命する。
 - 4 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

- 第8条 病院における放射線障害の防止について、総括的な監督を行わせるため、法第34条に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を1名以上選任するものとする。
- 2 主任者は放射線障害の防止に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - 一 この規定及び下部規程の制定及び改廃への参画
 - 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
 - 三 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
 - 四 危険時の措置等に関する対策への参画
 - 五 法令に基づく申請、届出、報告の確認及び審査
 - 六 立入検査等の立会い
 - 七 異常及び事故の原因調査への参画
 - 八 病院長に対する意見の具申

- 九 施設、使用状況等及び帳簿、書類等の確認及び審査
 - 十 業務従事者への監督及び指導
 - 十一 関係者への助言、勧告及び指示
 - 十二 委員会の開催の要求
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、放射線障害防止に関し、必要な事項
- 3 複数の主任者を選任する場合の業務分担は、前項各号につき委員会において定める。
 - 4 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務のすべてを代行させるため、主任者の代理人（以下「代理人」という。）を選任するものとする。
 - 5 主任者及び代理人は、主任者の資格を有する者のうちから病院長が任命する。また、解任する場合は、解任理由に基づき病院長が解任する。
 - 6 主任者が30日以上職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理人の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
 - 7 主任者は、業務従事者が関係法令、この規程もしくは主任者の指示等に違反し、または取扱能力に欠けると認められる場合は、当該業務従事者の放射線取扱等業務を制限し、または業務従事者の許可を取り消すことを病院長に勧告することができる。
 - 8 病院長は、選任されている主任者に対し、施行規則第32条第2項で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

（医療放射線安全管理責任者）

- 第9条 病院長は、放射線管理業務を総括するため、医療放射線安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）を任命するものとする。
- 2 安全管理責任者は放射線業務を総括した結果を主任者及び病院長に報告しなければならない。

（使用責任者）

- 第10条 病院長は、放射線管理業務を行うため、使用責任者を任命するものとする。
- 2 使用責任者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 管理区域に立ち入る者の入退歴、放射線による被ばく及び放射性同位元素等による汚染の管理
 - 二 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
 - 三 放射線測定機器の保守管理
 - 四 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄
 - 五 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
 - 六 業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施に関する業務

- 七 業務従事者に対する健康診断に関する業務
- 八 放射性廃棄物の保管、管理及びそれらの処理に関する業務
- 九 第一号から前号までの業務に関する記帳、記録及びそれらの管理
- 十 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的
事項に関する業務
- 十一 その他放射線障害防止に必要な業務

(施設責任者)

第11条 病院長は、病院の放射線施設の維持及び管理を総括するため、施設責任者を任命するものとする。

(施設管理担当者)

第12条 病院長は、施設管理業務を行うため、施設管理担当者を任命するものとする。

2 施設管理担当者は、主任者及び施設責任者との連携を密にし、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設の保守管理、設備の運転及び保守管理
- 二 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
- 三 作業環境の保全
- 四 排水設備の運転
- 五 排気設備の運転
- 六 空調設備の運転
- 七 高圧ガス設備及び危険物の保守管理
- 八 その他施設、設備の維持及び管理に必要な業務

(業務責任者)

第13条 使用責任者は、次項に定める業務を行うため、次に掲げる区域毎に放射線取扱等業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を選任するものとする。

- 一 RI作業区域
- 二 放射線治療作業区域
- 三 X線撮影作業区域

2 業務責任者は、主任者、代理者及び安全管理責任者と協力して次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 放射性同位元素等あるいは放射線発生装置取扱いにおける業務従事者への適切な指示
- 二 放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄及び記帳等における業務従事者の監督及び指導

(放射線業務従事者の登録等)

第14条 病院において放射性同位元素等または放射線発生装置の取扱い等業務に従事する者は、作業要領の定めるところにより所属長の同意を経て病院長に申請し、登録されなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、申請者に対し、第33条に定める教育及び訓練並びに第34条に定める健康診断を実施し、その結果を照査した上で、許可するものとする。

3 病院長は、前項の許可を受けた者が関係法令、この規定もしくは主任者の指示等に違反し、または取扱能力に欠けると認められる場合は、第1項に定める業務を制限し、または前項の許可を取り消すことができる。

4 病院長は、業務従事者の登録名簿を作成し、保管しなければならない。

第3章 管理区域

(管理区域)

第15条 病院長は、放射線障害の防止のため、施行規則第1条第1号に定める場所を管理区域(以下「管理区域」という。)として指定する。

2 安全管理責任者は次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

- 一 業務従事者として登録された者
- 二 業務従事者以外の検査、処置、業務の補助等で立入る者
- 三 医師の指示を受けた患者及びその者の介助のために立入る者
- 四 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第16条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 定められた出入口から出入りすること
 - 二 管理区域への立ち入り及び退出、取扱い等を記録すること
 - 三 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること
 - 四 管理区域内において、飲食、喫煙等内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと
 - 五 業務従事者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと
 - 六 一時立入者は、主任者、安全管理責任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと
- 2 密封されていない放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと
 - 二 放射性同位元素を体内摂取したとき、またはそのおそれがあるときは、直ちに安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと
 - 三 管理区域から出るときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が認められた場合は、安全管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を講じること
 - 四 汚染除去が困難な場合は、主任者に報告し、その指示に従うこと
- 3 安全管理責任者は、管理区域の入口の目に付きやすい場所に放射線障害発生の防止に係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

(自主点検)

- 第17条 施設管理担当者及び業務責任者は、放射線作業要領の定めるところにより、放射線施設の定期的な巡視及び年1回以上の点検を行わなければならない。
- 2 施設管理担当者及び業務責任者は、前項の規定による巡視及び点検の結果を施設管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 施設管理担当者及び業務責任者は、第1項の規定による巡視及び点検において異常があると認めるときは、その状況及び原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、施設管理責任者に通報しなければならない。
 - 4 施設管理責任者は、前項の通報を受けたときは、主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

(安全管理点検)

- 第18条 主任者及び施設責任者は、放射線作業要領の定めるところにより、定期的に放射線測定器及び安全管理用具等の自主検査を行わなければならない。
- 2 主任者及び施設責任者は、前項の規定による自主検査の結果を安全管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 主任者及び施設責任者は、第1項の規定による自主検査において異常があると認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、安全管理責任者に報告しなければならない。
 - 4 安全管理責任者は、前項の報告を受けたときは、病院長に報告しなければならない。

(修理、改造)

- 第19条 使用責任者及び施設責任者は、所管する施設、設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及び病院長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微であると認められるものについてはこの限りではない。

- 2 病院長は、前項の承認を行おうとする場合において必要があると認めるときは、その安全性及び安全対策等について、委員会に諮問することができる。
- 3 使用責任者及び施設責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

第4章 使用

(放射性同位元素等の使用)

第20条 放射性同位元素等を取り扱うときは、主任者の承認を受けなければならない。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第21条 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 作業室において使用し、許可使用数量を超えないこと
- 二 給排気設備が正常に動作していることを確認すること
- 三 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講じること
- 四 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと
- 五 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること
- 六 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること
- 七 作業室においては、作業衣、保護具等を着用すること
- 八 作業衣、保護具等を着用してみだりに管理区域から退出しないこと
- 九 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染の検査し、汚染があった場合は除去すること
- 十 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと
- 十一 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に標識を掲げ、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講じること
- 十二 作業室での飲食及び喫煙を禁止すること

- 2 安全管理責任者は、使用予定表の作成等により、1日最大使用数量を超えて使用していないことを確認しなければならない。
- 3 放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、主任者及び病院長の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第22条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する

者は、安全管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること
- 二 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと
- 三 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること
- 四 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること
- 五 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に標識を掲げ、必要に応じて柵等を設置し、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講じること
- 六 線源を移動して使用する場合は、使用後直ちにその線源の紛失、漏洩等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること
- 七 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること
- 八 インターロックを設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること

(放射線発生装置の使用)

第23条 放射線発生装置を使用するときは、主任者の許可を受けなければならない。

2 放射線発生装置を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 インターロックを設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること
- 二 使用中は、自動表示装置により運転中であることを明示すること
- 三 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと
- 四 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること

第5章 保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素等の受入れ、払出し)

第24条 病院における放射性同位元素等の受入れ及び払出しは、使用責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された核種及び数量であること
- 二 所定の貯蔵箱に貯蔵すること

- 2 使用責任者のもと次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
 - 一 購入した放射性同位元素の受入れ
 - 二 他事業所からの放射性同位元素等の譲り受け
 - 三 他事業所への放射性同位元素等の譲り渡し
 - 四 不要となった密封放射性同位元素等の搬出
- 3 安全管理責任者は、主任者の指示を受けて、前項に定める放射性同位元素等の受入れ及び払出しを確認し、必要な事項を記録しなければならない。

(放射性同位元素等の持ち込み、持ち出し等)

第25条 業務従事者は、放射性同位元素等を放射線施設内に持ち込み、または放射線施設外に持ち出す場合は、主任者の許可を受けなければならない。

(保管)

第26条 放射性同位元素等の保管は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 貯蔵室または貯蔵箱に貯蔵すること
- 二 貯蔵室または貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと
- 三 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中にこれをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じること
- 四 非密封放射性同位元素を貯蔵室または貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受け皿を使用する等、貯蔵室内または貯蔵箱に汚染が拡大しない措置を講じること
- 五 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること
- 六 放射線発生装置から発生した放射線によって汚染されたもの（以下「放射化物」という。）を保管する場合は、放射化物保管排気設備内に保管すること
- 七 貯蔵施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること

(管理区域における運搬)

第27条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載の禁止、転倒及び転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(病院内における運搬)

第28条 病院内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の許可を

受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

- 2 放射性同位元素等を病院内において運搬するときは、主任者の指示に従うとともに、放射線作業要領に定められた事項を遵守しなければならない。

(病院外における運搬)

第29条 病院外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の許可を受けるとともに、前条に定めるもののほか、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第30条 密封されていない放射性同位元素等を廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること
 - 二 液体状の放射性廃棄物は、無機廃液及び有機廃液に区分し、それぞれ所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄または排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること
 - 三 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として廃棄すること
- 2 放射化物は装置から外した後、すみやかに廃棄事業者引き渡すものとする。
 - 3 不用な密封放射性同位元素は、許可届出使用者または販売事業者引き渡すものとする。
 - 4 放射性同位元素等を原子炉等規制法に基づく廃棄事業者へ廃棄を委託する場合において、廃棄事業者の許可の範囲に含まれない放射性同位元素等は委託してはならない。
 - 5 放射性同位元素等を原子炉等規制法に基づく廃棄事業者へ廃棄を委託することができる。その場合、その廃棄を委託した放射性同位元素等は、核燃料物質または核原料物質によって汚染されたものとみなす。

第7章 測定

(場所の測定)

第31条 業務責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率または1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

- 3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号により行わなければならない。
 - 一 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び病院境界について、放射線作業要領に従って行うこと
 - 二 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口、及び管理区域境界について、放射線作業要領に従って行うこと
 - 三 排気設備の排気口及び排水設備口の排水における放射性同位元素による汚染状況は、排気または排水の濃度測定の結果をもって評価すること（測定が困難な場合は、算定により評価すること）
 - 四 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間毎に1回行うこと（排気口または排水口における測定は、排気または排水のつど行い、連続して排気または排水を行う場合は、連続して測定すること）
- 4 病院長は、安全管理に係る放射性測定器等について、校正または確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。
- 5 密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は、次の各号により行わなければならない。
 - 一 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び病院境界について、放射線作業要領に従って行うこと
 - 二 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間毎に1回行うこと
- 6 放射線発生装置使用施設の測定は、次の各号により行わなければならない。
 - 一 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域境界及び病院境界について、放射線作業要領に従って行うこと
 - 二 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間毎に1回行うこと
- 7 第1項から前項までの測定は、次の各号に掲げる項目について測定結果を記録しなければならない。
 - 一 測定日時
 - 二 測定箇所
 - 三 測定者の氏名
 - 四 放射線測定器の種類及び形式
 - 五 測定方法
 - 六 測定結果
 - 七 測定の結果、とった措置がある場合には、その内容
- 8 安全管理責任者は、前項の測定結果を5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第32条 業務責任者は、業務従事者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号により、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。

- 一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと
- 二 測定は胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと
- 三 前号のほか、頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと
- 四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、前二号のほか当該部位についても行うこと
- 五 放射性同位元素を誤って摂取した場合またはそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと
- 六 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと
- 七 一時立入者の実効線量が1週間につき100マイクロシーベルトを超えるおそれのある場合は、適切な個人被ばく線量計を装着し、個人被ばく線量を測定すること

2 業務責任者は、前項に定める測定を行ったときは、次の各号に掲げる項目について結果を記録しなければならない。

- 一 測定対象者の氏名
- 二 測定者の氏名
- 三 放射線測定器の種類及び形式
- 四 測定日時
- 五 測定方法
- 六 測定部位及び測定結果

3 前項の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、記録するものとする。

4 業務責任者は、第2項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定したときは、次の各号に掲げる項目について結果を記録しなければならない。

- 一 算定年月日

- 二 対象者の氏名
 - 三 算定者の氏名
 - 四 算定対象期間
 - 五 実効線量
 - 六 等価線量及び組織名
- 5 前項の算定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く）にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、記録するものとする。
- 6 第2項及び第4項の記録は、病院長が永久に保存するとともに、記録の写しを本人に交付しなければならない。ただし、第13条第1号及び第3号に定める区域で業務する者の記録は、30年保存とする。

第8章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

- 第33条 病院長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等または放射線発生装置の取扱等業務に従事する者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は次の各号に定めるところによる。
- 一 実施時期
 - ア 業務従事者として登録する前
 - イ 業務従事者として登録した後には、登録後前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
 - 二 項目及び時間数
 - ア 放射線の人体に与える影響 30分以上
 - イ 放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱 1時間以上
 - ウ 放射線障害防止に関する法令及びこの規程 30分以上
 - エ その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 3 第1項に定める教育及び訓練は、委員会で協議し、教育訓練計画を立案し、実施するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、病院長は、安全管理責任者及び主任者と協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 5 第2項の規定により、教育及び訓練の一部を省略した場合は、省略した理由を記録しなければならない。

- 6 主任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭または掲示等により実施しなければならない。

第9章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置

(健康診断)

第34条 病院長は、業務従事者に対して健康診断を実施しなければならない。

- 2 健康診断は、問診及び検査または検診とし、次に掲げる事項を行うものとする。
 - 一 問診
 - ア 放射線の被ばく歴の有無
 - イ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくの状況
 - 二 検査または検診
 - ア 末しょう血液中の血色素量またはヘマトクリット値、赤血球数及び白血球数並びに白血球百分率
 - イ 皮膚
 - ウ 眼
 - エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- 3 健康診断の実施時期は次の各号に掲げる時期とする。
 - 一 業務従事者として登録する前または初めて管理区域に立ち入る前
 - 二 管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間毎。ただし、前年度4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない場合は、前項第2号に規定する検査または検診は省略することができる。
- 4 病院長は、第1項の規定にかかわらず、業務従事者が次の事項に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を実施しなければならない。
 - 一 放射性同位元素を誤って摂取した場合
 - 二 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
 - 三 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれのある場合
 - 四 実効線量限度または等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、または被ばくしたおそれのある場合
- 5 病院長は、健康診断を実施した結果について、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 実施年月日
 - 二 対象者の氏名
 - 三 健康診断を実施した医師名
 - 四 健康診断の結果
 - 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 6 健康診断の結果は、病院長が永久に保存するとともに、実施のつど記録の写しを本人に交付しなければならない。ただし、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

- 第35条 病院長は、業務従事者が放射線障害を受け、または受けたおそれのある場合には、医師及び主任者と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を講じるとともに、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 2 病院長は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳)

- 第36条 使用責任者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、放射線施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。
- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号に掲げるものとする。
- 一 受入れ、払出し
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素の受入れまたは払出しの年月日及びその相手方の氏名または名称
 - 二 使用
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射線発生装置の種類
 - ウ 放射性同位元素または放射線発生装置の使用年月日、目的、方法及び場所
 - エ 放射性同位元素または放射線発生装置の使用に従事する者の氏名
 - 三 保管
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

四 運搬

ア 病院外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法

イ 荷受人または荷送人の氏名または名称、運搬に従事する者の氏名または委託先の氏名もしくは名称

五 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名または委託先の氏名もしくは名称

六 放射線施設の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名または委託先の氏名もしくは名称

七 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 前項に定める帳簿は毎年3月31日または病院の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

第11章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第37条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、放射線作業要領に従い通報しなければならない。

一 放射性同位元素等の盗取または所在不明が発生したとき

二 気体状の放射性同位元素等の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、または排気することによって廃棄した場合において、濃度限度または線量限度を超えたとき

三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、または排水することによって廃棄した場合において、濃度限度または線量限度を超えたとき

四 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき

五 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき（次のいずれかに該当するときは除く）

ア 漏洩した液体状の放射性同位元素等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき

イ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき

- ウ 漏洩した放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のとき
 - エ その他漏洩の程度が軽微なとき（表面密度限度を超えないとき）
 - 六 次の線量が線量限度を超え、または超えるおそれのあるとき
 - ア 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
 - イ 病院内及び病院の境界における線量
 - 七 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、または超えるおそれのあるとき
 - ア 業務従事者 5ミリシーベルト
 - イ 業務従事者以外の者 0.5ミリシーベルト
 - 八 業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、または超えるおそれのある被ばくがあったとき
- 2 病院長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちにその状況及びそれに対する措置を10日以内にそれぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

（災害時の措置）

- 第38条 甲府市内で大規模自然災害（震度5強以上、風水害による家屋全壊（住屋流出または1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合）、または放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、放射線作業要領の定めるところにより、あらかじめ指定された点検担当者が点検を行うとともに、その結果を主任者及び病院長に報告しなければならない。
- 2 病院長は、主任者、安全管理責任者及び施設管理責任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。
 - 3 病院長は、前項の応急措置では対応しきれない事態に対し、放射線施設の安全管理上必要な予算措置を講じなければならない。
 - 4 主任者は、第1項の事態を遅滞なく原子力規制委員会に届けなければならない。

（危険時の措置）

- 第39条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合、またはそのおそれがある事態の発見者は、放射線作業要領の定めるところにより、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者または関係者に通報しなければならない。
- 2 前項の事故等により通報を受けた主任者は、直ちに病院長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
 - 3 病院長は、直ちに必要な応急措置を講じなければならない。
 - 4 病院長は、主任者に指示し、原因の調査を行わなければならない。

- 5 災害時の応急作業等の緊急作業に従事するのは、施設管理担当職員または業務従事者とする。
- 6 主任者は、その状況及びその対応措置について10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 7 病院長は、災害時に緊急作業に従事する者に対し、緊急時の対応に関する教育及び訓練を受けさせなければならない。
- 8 病院長は、災害時に緊急作業に従事した者に対し、第8章に定める健康診断（放射線障害を受けた者等に対する措置）と同様の措置を受けさせなければならない。

第12章 情報提供

（情報提供）

第40条 事故等の報告を要する放射線障害が発生した場合またはそのおそれがある場合には、病院長は、病院ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより、公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せには事務局次長が対応するものとする。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 事故の発生日時及び発生した場所
 - 二 汚染状況等による病院外への影響
 - 三 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
 - 四 応急措置の内容
 - 五 放射線測定器による放射線量の測定結果
 - 六 事故の原因及び再発防止策

第13章 業務の改善

（業務の改善）

第41条 病院長は、病院の放射線施設の放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性を向上させるため、委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を年1回以上実施させるものとする。

- 2 委員会は、前項の評価の結果を病院長に通知しなければならない。
- 3 病院長は、前項の通知を踏まえ、必要な改善を実施するものとする。
- 4 委員会は、改善の記録を保存する。

第14章 報告

(定期報告)

第42条 使用責任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について、施行規則第24条の2の10第3項及び第39条第2項に規定する報告書を放射線作業要領の定めるところにより作成し、主任者を経て病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年9月1日から施行する。

別図(第6条関係)

山梨県立中央病院放射線安全管理組織

